

## 二宮町封筒広告事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町広告事業実施要綱に定めるもののほか、封筒に広告を掲載する事業者を募集する事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載対象となる封筒)

第2条 広告の掲載対象となる封筒は、町が作成し使用する一般事務用長形3号封筒とする。ただし、業務上広告を掲載する封筒を使用することが適当でないものについては除く。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、掲載料金及び印刷枚数については別表のとおりとする。

2 印刷色は単色とし、掲載枠は裏面2枠とする。

(広告掲載の申込手続等)

第4条 封筒への広告掲載を申し込もうとする者(以下「広告主」という。)は、二宮町封筒広告掲載申込書(第1号様式)に広告案を添付(以下「申込書等」という。)して町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を二宮町封筒広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。なお、広告の掲載を決定された広告主は、当該広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

(広告内容の修正等)

第5条 町長は、前条第2項に規定する広告案の審査の結果、当該審査に係る広告に修正すべき箇所がある場合は、その修正を広告主に求めることができる。

(掲載の停止)

第6条 町長は、業務上の支障、その他特に必要があると認められるときは、広告主と協議の上、一時的に広告を不可視の状態にすることができる。この場合において、広告掲載料の還付又は補償は行わない。

(広告掲載の取消し)

第7条 町長は、次の各号に該当するときは、第4条第2項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の修正を広告主が行わないとき
- (2) 広告掲載料を納入しなかったとき
- (3) 広告主から広告掲載の取消しの申し入れがあったとき
- (4) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告事業者を募集する事務等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

掲載場所	規格（cm）縦×横	印刷枚数（枚）	掲載料金（円）
裏面	6cm以内×9cm以内	30,000	40,000